



なぜ届出が必要なの??

交通事故や、暴力行為によって負傷した場合など、
負傷理由が他人の行為によることを第三者行為と言います。



加害者の故意または過失により負傷した場合
(第三者の行為によって負傷した場合)の治療費は、
加害者が負担しなければいけません。

それなら、窓口で支払った3割の自己負担分は、
加害者に賠償してもらったけど・・・



3割の自己負担だけでなく、健康保険が負担した7割分も
加害者が負担しなければいけません。



本来は、加害者が医療費を全額支払わなければいけないのですが、
健康保険を利用した場合は、自己負担額を除く医療費を
健康保険が一時的に医療機関に対し立て替えている
ということとなります。

健康保険が負担した7割分も、
加害者(加害者加入の損保会社)へ損害賠償請求を行うため
届出が必要なんです。

この届出は、医療費の適正化に重要な役割を果たします。
医療費はみなさまの保険料等から成り立っているため、
適正な医療費が算出できなければ、
みなさまの保険料にも影響を及ぼします。



ご協力よろしく申し上げます!

